農地に係る日照上の障害除去（山林・竹林）等に関する指導要領

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日吉津村農業委員会

（目的）

第１条　この要領は、日吉津村の農地に隣接する、自生した竹木を含む山林・竹林等（以下「山林・竹林等」という。）、および灌木・雑草等（枯草を含む。以下「雑草等」という。）によって、農地及び農作物に日照上の被害を与えるもの、あるいは与える恐れのあるもの、または農道等の通行等に支障をきたすものについて、これを除去、解決し、もって農業生産力の増進と快適な環境を維持することを目的とする。

（植林等の基準）

第２条　農地が山林・竹林等と隣接する場合、その山林・竹林等の所有者は、地域慣例を尊重するとともに、農地との境界より最低５メートル以内の場所に植林又は著しく徒長する竹木等を繁茂させてはならない。

２ 農地転用により新たに植林する場合、植林を行うものは、隣接地所有者等の同意に基づき、地域慣例を尊重するとともに、隣接地（農地、宅地、道路、水路など）との境界より最低５メートル以上離して植林しなければならない。

３ 次に掲げるものについては、隣接地所有者や関係機関等との合意に基づき、第１項及び第２項の適用を除外する。

（１）高さ３メートル以内の防災、防風に必要な竹林

（２）法律又は命令等により伐採を制限又は禁止した竹林

（３）その他特別の事由により存続を必要とする竹林

（４）農地転用による植林について、隣接地が山林・竹林である場合

（所有者の義務）

第３条　農道等に隣接する山林・竹林等の所有者または雑草等が繁茂している農地の所有者は、農道等の通行に支障を与えないよう心がけ、常に竹木等の管理にあたるとともに、雑草等の繁茂による不良状態が発生しないようにしなければならない。

（除去の申し出）

第４条　農地の所有者又は耕作者は、隣接する山林・竹林等によって農作物に日照上の被害や倒木等の被害が生じた場合、または、繁茂した雑草等に起因する被害が生じた場合（農道等の通行や水路の維持管理に支障が生じた場合も含む。）、山林・竹林等の所有者または雑草等が繁茂している農地の所有者に対しその状況を説明し、障害を除去するよう申し出ることができる。

（協議の義務）

第５条　山林・竹林等の所有者または雑草等が繁茂している農地の所有者は、前条の規定に基づく申し出があれば速やかに現地において実態を確認し、第２条第１項および第３条に定める範囲において竹木の伐採、雑草等の除去などの作業につき協議しなければならない。

（仲介）

第６条　この要領によって紛争等が生じた場合は、日吉津村農業委員会が仲介するものとする。

（その他）

第７条　この要領に定めのない事項については、日吉津村農業委員会において協議決定する。

附記

この要領は、平成３０年４月１日より施行する。